

# 介護職員等派遣事業の手引

令和3年11月

北海道

# はじめに～この手引きについて

## 1 手引きの目的

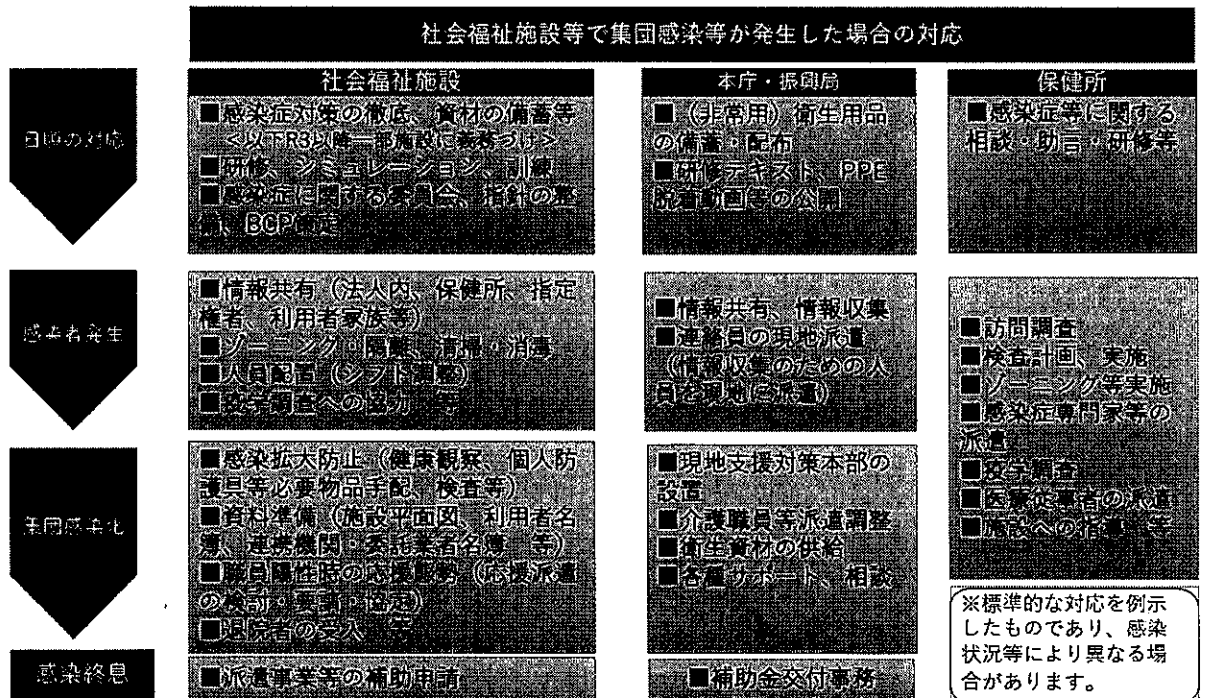
社会福祉施設等（※1）において、感染症が発生し、複数の介護職員が感染または濃厚接触者に指定されるなどした場合、入院や自宅待機等によって介護職員が不足する場合があります。

社会福祉施設では、そのような場合でも残った入所者へのサービスは継続しなければなりません。

このため、職員の方一人一人の日頃の感染予防や施設内の対策の徹底が重要となりますが、万一複数の感染者が発生するなどした場合でも、迅速に介護職員を確保し、必要なサービスが継続できるよう、北海道では、あらかじめ応援職員派遣のための仕組みを構築し、「介護職員等派遣事業」を実施しています。

本手引きは、派遣事業の概要や事業を活用する際に必要な手続き等について、できるだけわかりやすく示し、適宜、事業の活用について検討していただくことを目的として作成しました。

令和3年度から、社会福祉施設の運営基準に係る政省令が改正され、一部の事業所に「感染症に関する委員会の設置・指針の整備」「研修、訓練の実施」「業務継続計画の策定」が義務づけられました。新型コロナウイルス感染症をはじめとした、感染症に対する日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを、より一層推進するとともに、患者発生の際にも、利用者へのサービスの提供を継続できるように、ご協力をお願いします。



## 介護職員等派遣事業について

### 1 介護職員等派遣事業の内容

利用者や職員の方が新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われた場合及び濃厚接触者となった場合を含む。）するなどして、当該社会福祉施設等の介護職員等が不足した場合に、社会福祉施設等※1から当該施設に職員を派遣する。

※1：介護職員等派遣事業実施要綱において、北海道内に開設された施設であり、下記に掲げるもの

1. 介護保険法(平成9年法律123号)で規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設。
2. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)で規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
3. 1及び2に掲げる者のほか、知事が介護職員等の派遣を必要と認める社会福祉施設等

#### 【派遣の仕組み】

##### (1) 派遣対象施設

複数の介護職員等が感染症に感染し又は集団感染(クラスター)が発生した道内の社会福祉施設等で、業務を継続するために介護職員等の派遣が必要と認められる施設を対象としています。

ただし、同一法人内で派遣を受ける場合は、本派遣事業の対象外としています。

##### (2) 派遣要請

社会福祉施設等の職員又は入所者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い、介護を行う職員等が不足すると見込まれるときは、当該施設(以下「感染症発生施設」という。)の開設者は、まずは、業務継続計画による事業を継続するための必要な業務の見直しや、自らが開設する他の施設の職員の応援等の措置を講じ、職員の不足に対応することが前提となります。

こうした措置を講じても、なお業務を継続するために必要な職員が不足する場合は、派遣要請書(様式3)により、知事に職員の派遣を要請することができます。

※2：様式については、別添(6ページ)「介護職員等派遣事業実施要綱」を参照してください。

##### (3) 派遣決定

道は、派遣要請があったときは、感染症発生施設の種別や地域等を考慮し、あらかじめ協力施設として道の名簿に登録された施設の中から、感染症発生施設に派遣する候補を選定し、派遣元施設の了承が得られた場合は、速やかに派遣先施設の開設者に通知します。

##### (4) 派遣協定の締結

道の介護職員派遣事業では、感染症発生施設からの要請に基づき、道が応援職員の派遣調整を行います。派遣先施設の運営形態や感染症の発生状況等により、業務内容や勤務形態等が異なることから、派遣に当たり、派遣先施設と派遣元施設において、派遣協定を結ぶこととしていま

す。協定の基本形を「介護職員等派遣事業実施要綱」の応援職員派遣協定書(様式6:13 ページ参照)に示していますので、参考としてしてください。

(5) 派遣に当たっての留意事項

- ・ 応援職員のPCR検査について

応援職員の安全確保及び感染拡大防止の観点から、原則、派遣期間終了直後及び勤務終了後に健康観察期間を設ける場合は、応援派遣期間終了後（派遣元勤務に復帰前）の2回PCR検査を実施すること。

検査は派遣先施設が所管保健所と協議の上、実施するものとします。

- ・ 派遣先施設の準備について

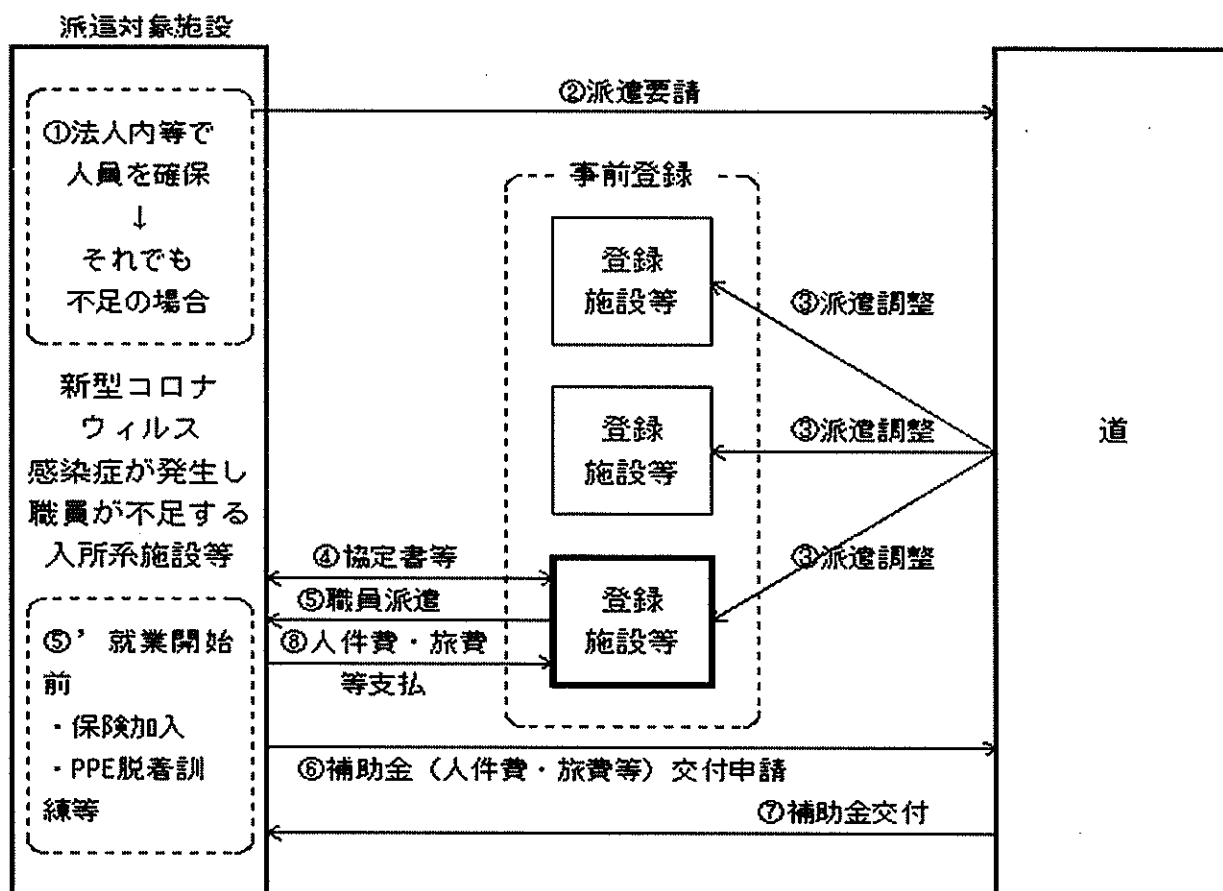
応援職員の現地での勤務内容等のほか、現地における宿泊場所や勤務先施設への移動手段、新型コロナウイルス感染症対応の傷害保険加入等が必要となります。詳細は別添（4～5ページ）の「職員派遣を実施する際の準備事項」を参照してください。

- ・ 経費負担について

派遣協定に基づき派遣された職員が派遣先で業務に従事するにあたり要した経費は、原則として派遣先が負担するものとします。

なお、本事業の実施に要する経費については、派遣先に対して、道が別に実施する補助事業により予算の範囲内で補助する予定としています。

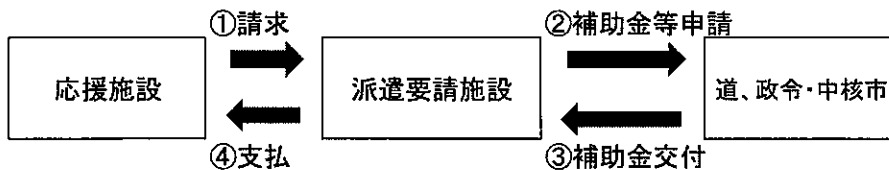
## 介護職員等派遣事業派遣の流れ図



## 派遣を要請する法人・施設用 職員派遣を実施する際の準備事項

チェック	項 目
1	<p>応援職員は原則としてグリーンエリアへの派遣です。法人内の「どこの施設」で「どのような業務」を行ってもらうのか、要請する「職種」、「人数」、「派遣期間」、「派遣者用宿泊施設」など、派遣に必要な事項を準備。</p>
2	<p>法人が加入している「職員傷害保険」が新型コロナウイルス感染症を保障対象としているか否かを確認。(補償されている保険への加入が望ましい) ※保険会社情報については一部、道地域福祉課法人運営係でも把握しておりますので必要であれば一報願います。</p>
3	<p>派遣要請書を作成・提出する。 (先ずは、道庁地域福祉課法人運営係(011-204-5268)へ一報願います。)</p>
4	<p>道の調整後(派遣元が決まったら)、派遣元と派遣先との間で協定書を締結。 (様式は任意～ひな形は道HP(下記参考)で公開しています。)</p>
5	<p>衛生用品が不足する場合は、市町村、振興局へ相談。</p>
6	<p>応援職員の勤務日、旅費、宿泊費、傷害保険料等がわかる書類の保管。(道、政令・中核市への補助金申請のため)</p>
7	<p>衛生用品や防護具など、購入した事実がわかる書類の保管。(道、政令・中核市への補助金申請用として)</p>
	<p>通常のグリーンエリアでの派遣を要請する場合。 ・応援派遣業務終了後の待機期間の確認。 ・応援職員に対するPCR検査の実施(応援派遣終了直後及び待機期間を設ける場合は待機終了後)。</p>
※	<p>法人職員の配置が極めて困難で、外部からレッドエリアへの派遣を要請する場合。 ・応援職員が宿泊利用する施設等への説明・理解。 ・応援職員に対するPCR検査の実施(応援派遣業務終了直後、宿泊療養終了後の2回)。 ・応援派遣業務終了後の宿泊療養(2週間)。</p>

### ◆費用負担の流れ



### ◆参考

#### ○ 応援職員の要綱等

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/kaigosyokuintouhakenniigyou.html>

#### ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る道の研修動画

##### ①研修資料動画

<https://www.youtube.com/watch?v=thyESTMYk2k&t=126s>



##### ②個人用防護具(PPE)の着脱動画

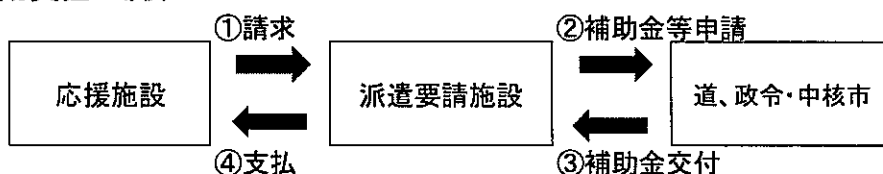
[https://www.youtube.com/watch?v=RU3Qff\\_BVsE](https://www.youtube.com/watch?v=RU3Qff_BVsE)



(職員を派遣する法人・施設用)  
職員派遣を実施する際の準備事項

チェック	項 目
1	応援職員は原則としてグリーンエリアへの派遣です。「どこの施設」で「どのような業務」を行うのか、要請する「職種」、「人数」、「派遣期間」、「派遣者用宿泊施設」など、派遣に必要な事項を道及び派遣要請先に確認。
2	派遣前に個人防護具(PPE)着脱について、下記の研修動画を参考に再確認。
3	道から派遣承諾について電話等で確認させてもらい、この旨を派遣要請先に連絡します。(後日、「職員派遣決定通知書」を双方へ通知しますので派遣協定書類を作成。)
4	派遣要請施設との協定書締結。(様式は任意ですがひな形は、下記の道HPで公開)
5	派遣にかかる経費については、派遣を要請した施設が負担するため、派遣要請施設へ請求して下さい(派遣元→派遣要請施設→道、政令・中核市へ補助金申請)
	通常のグリーンエリアでの派遣を承諾する場合。 ・応援派遣業務終了後の待機期間を決定。 ・PCR検査を受ける(応援派遣終了直後及び待機期間を設ける場合は待機終了後)。
※	(特殊事情対応)レッドエリアへの派遣を承諾する場合。 ・応援派遣先での新型コロナウイルス感染症を保障する保険への加入(派遣先負担)。 ・PCR検査を受ける(応援派遣業務終了直後、宿泊療養終了後の2回)。 ・応援派遣業務終了後は、宿泊施設で2週間療養。

◆費用負担の流れ



◆参考

○ 応援職員の要綱等

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/kaigosyokuintouhakennjigyoyou.html>

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る道の研修動画

①研修資料動画

<https://www.youtube.com/watch?v=thvESTMYk2k&t=126s>



②個人用防護具(PPE)の着脱動画

[https://www.youtube.com/watch?v=RU3QfF\\_BVsE](https://www.youtube.com/watch?v=RU3QfF_BVsE)

